

自主的なまちづくり活動を行う市民活動団体等を対象に その活動を支援するまちづくりの専門家、 まちづくりアドバイザーを派遣 します！

情報やアドバイスが
欲しいなあ

まちづくりの制度や
手法が知りたいなあ

景観

住環境

防災

法律

■まちづくりアドバイザーは、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、次に掲げる業務を行います。

- ・まちづくりに関する制度及び手法の紹介
- ・まちづくりに関する資料及び情報の提供
- ・まちづくりに関する相談に対するアドバイス
- ・まちづくり活動の育成及び支援
- ・その他、まちづくり活動を行うにあたり必要な指導又は助言 など

派遣の依頼

まちづくり活動団体からの申請に基づき、市がまちづくりアドバイザーに派遣を依頼します。

※藤沢市まちづくりアドバイザー派遣申請書(様式第1号)

派遣実施に向けた調整

まちづくりアドバイザーがまちづくり活動団体と、事前に派遣内容の確認、調整等します。

派遣の実施

まちづくりアドバイザーが所定の日時、会場にて派遣業務(勉強会、講習会など)を実施します。

費用の支払

市がまちづくりアドバイザーへの費用を負担します。

お問合せ: 藤沢市 計画建築部 都市計画課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎3階
TEL: 0466-50-3537(直通)

